

委員会が調査研究する事項

委員会名	所管事項
総務常任委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 行財政問題について 2 長期構想について 3 地域振興について 4 市政の広報および情報公開について 5 IT推進と情報管理について 6 防災対策について 7 委員会所管の施設の現状について
文教福祉環境常任委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校教育および社会教育について 2 体育・スポーツの振興対策について 3 高齢者、障害者（児）、児童および家庭福祉対策について 4 保健および医療対策について 5 環境政策について 6 廃棄物対策について 7 委員会所管の施設の現状について
産業建設常任委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 交通基盤の整備について 2 公共土木施設の整備および災害復旧対策について 3 上下水道の整備について 4 農林水産業振興対策について 5 商工業および中小企業振興対策について 6 観光対策について 7 委員会所管の施設の現状について
議会運営委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 定例会の会期および日程等議会の運営に関する事項について 2 議長の諮問に関する事項について
予算特別委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 一般会計予算始め各会計予算の執行状況等に対する調査・研究
高島病院対策特別委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 経営と施設のあり方に関する事項について
新庁舎建設対策特別委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設の設置に関する事項について
琵琶湖環状線対策特別委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 利便性の向上と地域経済に関する事項について
議会広報特別委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 広報紙発行に関する事項について

審議とは

議会の会議で付議事件について、説明を聞き、質疑し、討論を重ね、表決するという一連の過程のことです。

常任委員会とは

議会が一定の部門の事務に関する調査および議案、請願などの審査を行わせるために、条例で定めて常設する委員会のことです。